広島市教育委員会 様

広島市個人情報保護審議会 会長 西 村 裕 三

保有個人情報不訂正決定に係る異議申立てに対する決定について (答申)

平成25年1月25日付け広市教学健第10073号で諮問のあったこのことについては、別添のとおり答申します。

(諮問第15号関係)

答 申 書

平成25年1月25日付け広市教学健第10073号で諮問のあった事案(諮問第15号で受理)について、次のとおり答申します。

第1 審議会の結論

異議申立人(以下「申立人」という。)に係る教育委員会学校安全対策担当事務記録(平成24年7月30日)(以下「本件対象公文書」という。)の保有個人情報訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)に対し、広島市教育委員会(以下「実施機関」という。)が不訂正とした決定は、妥当です。

第2 異議申立ての趣旨

平成25年1月5日付け異議申立ての趣旨は、申立人が平成24年12月11日付けで行った本件訂正請求に対し、実施機関が平成25年1月4日付け広市教学健第10067号で行った保有個人情報不訂正決定(以下「本件不訂正決定」という。)を取り消し、本件対象公文書中、申立人の発言とされている「小学校は精神的によくない」「小学校に行ったら暴れるかもしれない。」「声が大きくなるのは病気のせいだ。」「それにしても、早い対応で驚いた。感謝している。」の記録部分(以下「当該記録部分」という。)の訂正を求めているものです。

第3 申立人の主張の要旨

申立人の異議申立書及び意見書での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。

1 「精神的によくない」と言ったのではなく、「興奮すると私の体に悪い」と言ったものである。

「小学校に行ったら暴れるかもしれない」と言ったことはない。

「声が大きくなるのは病気のせいだ」と言った覚えはない。

「それにしても、早い対応で驚いた。感謝している。」と言ったことはなく、そんな 対応を受けていない。

すべて事実に反するので、削除願いたい。

2 上記のとおり、事実と合致していないにもかかわらず、録音もしないで客観的証拠がないのに、職員の記述が絶対に正しく間違いがないとするのは、傲慢である。

また、本件対象公文書が申立人の利益・不利益になるかどうかは、申立人が判断することである。

3 さらに、本件訂正請求があったにもかかわらず、申立人が提訴した広島市を被告とする損害賠償請求事件において、実施機関は本件対象公文書を証拠として提出し、申立人が「早い対応で驚いた。感謝している。」と言った事実があるかのごとく不正に利用するのは犯罪行為である。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明書及び口頭意見陳述での主張を要約すると、おおむね次のとおりです。 本件対象公文書は、録音等に基づいて一言一句を記録したものではなく、職員の記憶に基づいて作成した内部報告をするための要点記録である。また、内部記録であるから、申立人に不利益になるような文書でない。

申立人の主張も客観的な証拠に基づいているものではなく、申立人の記憶によるものであるから、実施機関として事実と合致していると断定できるものではない。

以上のことから、本件対象公文書を訂正する理由はないとして本件不訂正決定をしたものである。

第5 審議会の判断理由

当審議会として、広島市個人情報保護条例(平成16年広島市条例第4号。以下「条例」という。)の規定に則して検討した結果、以下のとおり判断します。

1 まず、条例第22条第1項において、事実と異なる保有個人情報について、本人の 訂正請求権を認めているのは、正確でない保有個人情報に基づいた行政上の行為等に より本人が不測の権利利益の侵害を被ることを防止するためです。

この訂正請求の対象となる保有個人情報とは、一般的に氏名、年齢、住所、金額、 数量等客観的な事項である「事実」を言い、判断や評価等主観が入るようなものは対 象外とされています。

また、実施機関は、保有個人情報の訂正請求があったときは、条例第24条の規定により、請求どおり保有個人情報が事実でないことが判明し、当該訂正請求に理由があると認めるときは、当該訂正請求に係る保有個人情報の利用目的を達成するために必要な範囲内で、当該保有個人情報の訂正をしなければならないとされています。

2 本件対象公文書は、申立人と実施機関の職員との対話等を実施機関の職員が記憶に 基づいて要点を記載した事務記録であることが認められます。

そのため、本件対象公文書は、純然たる発言の一言一句を「事実」として記載されているものではなく、当該対話について、実施機関の職員が主観的評価や判断を入れ

て取りまとめた内容を記載した報告書であると言えます。

したがって、基本的には当該記録部分は、条例上の訂正請求の対象とはならないと 考えます。

また、実際の発言については、録音等がされていないため、当審議会として「事実」 か否かの判断をすることはできません。

3 これらのことから、実施機関が、本件訂正請求に対して訂正する理由がないとして、 不訂正決定をしたことに違法又は不当な点はないと判断するものです。

もっとも、本件対象公文書の当該記録部分については、記録した実施機関の職員の 主観的評価や判断に基づく記述が多く、それに対して申立人が異議を主張しているこ とから、実施機関としては、申立人の主張に関する文書を本件対象公文書に添付して 保存するなどの措置により公平性を期することが必要であると考えられます。

以上により、「第1 審議会の結論」のとおり判断するものです。

別紙1

審議会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
25. 1.25	広市教学健第10073号の諮問を受理(諮問第15号で受理)
25. 3. 7	審議
(第1回審議会)	
25. 5. 29	審議
(第2回審議会)	
25. 6.24	審議
(第3回審議会)	

参考

広島市個人情報保護審議会委員名簿 (五十音順)

氏 名	役 職 名
大久保 憲章	広島修道大学大学院法務研究科教授
川本 季子	広島消費者協会副会長
西村 裕三 (会 長)	広島大学大学院社会科学研究科教授
村上 香乃	弁護士
渡辺 拓道	中国新聞社総合編集本部記事審査部長